

入札監理小委員会 第 7 4 6 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 4 6 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 7 年 9 月 19 日（金） 15：42～17：22

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○千葉用水施設管理業務（独立行政法人水資源機構）

○千葉用水管理現場技術業務（独立行政法人水資源機構）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、辻副主査、浅羽専門委員、柏木専門委員、加藤専門委員、工藤専門委員、
宮崎専門委員

（千葉用水施設管理業務）

（千葉用水管理現場技術業務）

独立行政法人水資源機構

技術管理部	宮下部長 脇本次長
契約企画課	山内課長 竹原課長補佐
水路事業部	齊藤次長 西田課長補佐
千葉用水総管理所	土田所長 関口副所長 牧野副所長
経理課	海野課長 小鳥主査
管理課	黒岩課長 小野主任

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第746回入札監理小委員会を開催します。

初めに、千葉用水施設管理業務の実施要項（案）について、独立行政法人水資源機構千葉用水総管理所、土田所長から御説明をお願いしたいと思います。

○土田所長 千葉用水総管理所長の土田です。よろしくお願いします。

千葉用水施設管理業務の説明に入る前に、千葉用水総管理所につきまして、簡単に御説明いたします。資料A-3を御用意願います。

左側に千葉県の図があると思いますが、千葉用水総管理所は千葉県内で水資源機構が建設しました施設を管理しております。この図で、白抜き文字で書かれているのがそれぞれの施設の名前となっております。赤いラインは水路を示しております。丸の中にPと書かれていますのは機場でして、ポンプ場ですね、それらを示しております。これらの施設を使いまして、安定した水を農地や工場、家庭に供給しております。

印旛沼開発では、機構は印旛沼の水位を一定に保つという管理を行っていきまして、その水を利水者が、農地や工場、家庭に供給しています。千葉用水総管理所ですが、図にありますが、印旛沼の南側、「印旛沼開発」と書いてあります下のほうに位置しております。八千代市にございます。

それでは、千葉用水施設管理業務の内容を簡単に御説明いたします。同じ資料の左側を御覧ください。この業務は、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水及び房総導水路、これらの各管理施設の巡視等を実施するものでございます。

主な業務内容ですが、管理施設の巡視や点検、水質調査、管理施設の除草や清掃など、こちらに①番から⑤番で記載しているとおりでございます。

主な業務場所になりますが、それぞれの施設の機場、先ほど示しました「P」とあった機場、それから、管理所になります。

現業務、今やっている業務の契約金額ですが、1億7,160万円となっております。業務期間は令和6年3月6日からとなっておりますが、実際に現場で作業する施工期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間の業務となっております。

それでは、今回の市場化テストの実施に際して行いました主要な取組についての説明をいたします。取組に当たりましては、事前に業者のほうから入札参加しやすい要件について聞き取りを行っております。それらの意見を取り入れたり、ほかの事例を参考にしたりして、取組を行っております。

それでは、資料A-4を御用意願います。こちらの資料は、契約状況の推移を示してお

ります。現契約、今やっている契約ですけれども、一番上に「令和6～7年度」と記載しているところの一例になります。現契約の前の業務、こちらは「令和4～5年度」と書いてある列になります。今回、対象の審議業務が一番右端、こちらの欄の「令和8～10年度」という欄になります。ちなみに過去2回、現業務とその前の業務は一者応札でございました。

では、見直した内容ですけれども、まず、入札スケジュールを見直しております。業者の聞き取りで、落札業者の決定が遅い場合に、落札できなかった場合、確保していた技術者の取扱いに苦慮するという意見がございましたので、少しでも落札業者を早く決定できるように入札公告を前倒ししまして、落札業者決定を今までより1か月間早くするという取組を行うこととしております。

次に、入札参加資格要件と業務責任者の資格・実務経験のところになりますが、今まで業務管理責任者におきましては、多様な資格を認めていたところでございます。その中で拡大できるものを検討しましたところ、業務管理責任者の資格または経験の一つであります技術的行政従事の経験年数、こちらを25年から15年に緩和することといたしました。こちら事前の業者からの聞き取りにおきまして、経験年数が25年というのは長過ぎるのではないかという意見があったことから、緩和することといたしました。

それから、仕様書の欄にございますが、実作業を行います管理業務員の資格について、技術的行政従事経験年数を10年から8年に緩和することといたしました。これも先ほど説明しました業務管理責任者と同じ考えとなります。各15年と8年という数字にしたのは、資格の一つとして認めています、一級土木施行管理技士の受験資格の実務経験が15年であること、それから二級では8年で、具体的な年数は15年と8年が妥当であろうということで変更することを考えております。

次に、民間参入促進の欄になりますが、こちらとしましては、今まで複数年契約で2年としていたものを3年に拡大することにしております。こちら事前の業者からの聞き取りで、雇用が安定するということで、業務期間を延ばすことはメリットがありますという意見がございました。それを受けまして、拡大しております。

また、機構では、登録している業者に対しまして、発注情報をメールマガジンのほうで配信して周知しております。本件におきましては、この周知情報を充実させようということで、概要資料を添付することにしております。なかなか作業の内容がイメージしにくいのではないかということがございましたので、今やっている業務の作業中の写真を貼りつ

けまして、作業内容をイメージしやすくする取組を行っていかうとしております。

以上で説明を終わりにします。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見のある委員をお願いします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。幾つか細かい点もございますが、お伺いさせてください。

まず1つ目が、資料A-2の13／181の3.3管理責任者の要件でございます。ここに「管理責任者は、次の①及び②の条件を満たす者であること」と書いてございますが、これは、この下にある（1）と（2）を指しているという理解でよろしいでしょうか。

○土田所長 （1）の資格と（2）の業務実績ですね。間違いでございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

それから、14／181、（2）の一、二行上の11）の内容でございます。こちらを拝見すると、技術的行政従事の部分に国、都道府県、政令市と書いてあって、その後特殊法人等と書いてございます。気になったのが、下のほうを見ていくと、（2）の同種業務として認める履行実績の要件というところで、ここでは「地方公共団体」と書いていて、少し広がっているのです。この辺り、恐らく地方公共団体と政令市を使い分けているという点と、それから、先ほどは「特殊法人等」と書いてあって、結構解釈の余地があるのかなと思ったのですが、この辺りはどのような意図があったのでございましょうか。

○土田所長 少々お待ちください。

○宮下部長 技術管理部から説明します。統一的にやっておるのですが、地方公共団体だとすれば、市役所とかかなり小規模な自治体も入ってくるというところですが、一方で、上のほうの資格は管理責任者ということもあって、それなりの規模、業務経験が必要ということで、そこまで落とさない要件としてほしいと。

○辻副主査 はい、分かりました。ただ、こちらは例えば先ほどの11）で「特殊法人等」であったりとか、それからもう一つ、（2）の先ほどの履行実績の要件と書かれているところ、注1、注2、注4、注5の後で、「水路施設等」と、また「等」と書いてございます。ここも初めて手を挙げる方たちは、この「等」が何を示すか分からないかもしれないかもしれないので、できれば「等」の中身をもうちょっと明確化することができないかどうか、御検

討いただければと思いました。

次が29／181の実施状況に関する情報の開示でございますが、こちらを拝見すると、契約金額に単年度と複数年度とそれぞれ書いてございますけれども、これはどのような趣旨でしょうか。

○土田所長 現場からよろしいですか。

○黒岩課長 千葉用水の管理課長をしています黒岩といいます。よろしくお願いします。

まず、今回の契約については令和6年度と7年度に契約しておりまして、それを2年債務で契約しておりますけれども、その全体の金額が1億8,261万1,000円です。6年度と7年度は記載のとおり、9,247万9,000円、7年度が9,013万2,000円となっています。その前の5年度につきましては、令和4年度と5年度の2か年の契約になっておりまして、そのときの債務の年度契約が1億5,924万7,000円で、令和5年度の単年度分の契約額としましては8,167万1,000円となっています。

簡単ですが、以上です。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

次でございますけれども、30／181でございます。下半分に「業務の繁閑の状況とその対応」という表がございます、各月があつて、それから、管理員A、B、Cの後に40、12、140とかいう数字が書いてございますけれども、この数字は人数ですか、それとも何かの時間数を示しているのでしょうか。この数字が何を示しているか教えてください。

○黒岩課長 千葉用水の管理課長をしています黒岩といいます。人員配置として管理員のA、B、Cというそれぞれの人が張りつきますけれども、月ごとに張りつく人数の総人数です。

○辻副主査 月ごとですか。

○黒岩課長 月ごとの総人数です。

○辻副主査 例えば令和5年の4月、管理員Aを見ると40と書いてございますけれども、この40というのはどのような数字なのでしょうか。

○黒岩課長 管理員Aの人は総括的な役割を果たす人なんですけれども、それが印旛であれば、月、火、水の日勤務しているような配置の予定になるのですが、カレンダーで、例えば令和5年4月にそういった人が張りつく人数を積算してというか、数量を拾うと40人になったということです。それぞれ施設別で、先ほどの御説明にもありましたけれど

も、印旛から房総の5施設で、そういった人がそれぞれ週当たりにいろいろな配置で張りつくので、そういったものを集計するとこの数字になったところです。ちょっと分かりづらいかもしれないですけども、以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。この辺り、初めて手を挙げる方にとって過去の実績はかなり重要で、恐らく手を挙げるかどうかを判断するに当たって重要な情報でございますので、今、お話しになった内容をもう少し、初めて見る方でも分かるような形で修正をいただければと思いました。

さらに、51/181です。これも真ん中からやや下の2、管理員Aの部分の①です。ここの冒頭に「入札説明書」という言葉が出てきます、入札説明書というのはどれを指しているのでしょうか。

○黒岩課長 千葉用水の管理課長をしています黒岩です。今回、この資料の中には公告の資料がついてはいないんですけども、その公告資料のことを言っています。

○辻副主査 分かりました。でしたら、この部分も初めて手を挙げる方にとっては大事なかもしれませんので、追記をなさるなり、もしくは実施要項に添付なさるなりを御検討いただければと思いました。

それから、すぐ下の④に「同種業務」と書いてございます。この同種業務というのは、何か定義とかはありますか。

○黒岩課長 資料A-2の14/181の真ん中辺り、(2)の下に書いてありますけれども、「同種業務として認める履行実績の要件」ということで、機構とか国とか云々かんぬんで、水路施設等の施設管理業務または運転監視業務、発注者支援業務を行った人を同種業務ということで定めて、そういった同種業務の実績のある人が入札参加の資格があるんですよということで整理しているところです。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。でしたら、今の51ページ目の④のところに、14ページに同種業務の定義があるということの追記を御検討いただければと思います。

もう1点。先ほど御説明に使っていただいた資料A-4で、25年から15年とか、それから、10年から8年というように緩和していただいてありがとうございました。1点気になるのが、ほかの入札に参加してくれそうな現行事業者ほか2者へヒアリングを実施していただいたようでございますけれども、ヒアリングを実施した2者は、15年への緩和、8年の緩和によって、今回、応札できそうな雰囲気だったのでしょうか。これだった

ら入札しますよとかそういうお声は、返事はあったのでございましょうか。

○土田所長 資格要件として長いのではという言い方がされていましたが、何年がいいみたいなどころまで突っ込んで聞いておりません。でも、一応、根拠を持って縮めましたので、入札の手を挙げてくれるのではないのかと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。

もう1点、2/181でございます。こちらに対象公共サービスの詳細な内容が書いてあって、業務の内容が書かれてございます。これを何も知らない、今後、手を挙げるかどうかを検討する事業者が拝見した場合に、初めて見る方にとっては分かりにくいのかなと思う部分が幾つかございました。

例えば(2)業務の内容、共通業務とあって、「軽微な維持補修」というのが具体的にどのようなものが分からないかもしれません。それから、3)の三用水施設に係る業務とございまして、①を見ていくと、「ストックマネジメント現地調査」と書かれていて、その「ストックマネジメント現地調査に係る作業」と書いてございます。

それから、例えば3)の②です。東総用水施設に係る業務という部分で、これは細かいのですが、一号の笹川取水工の「工」が、工事の「工」でいいのか、それとも「口」という漢字のほうが合っているのかどうか、後で御検討ください。

それで、同じ三号です。「ファームpond等の水質調査」とございまして、この水質調査に関しましても、具体的にどのようなスキルが必要になるのかが分からないかもしれません。ひょっとするとこれは仕様書に詳細なことが書いてあるのかもしれませんが、仕様書にこの辺りが詳細に書いてあるという理解でよろしいでしょうか。

○黒岩課長 千葉用水の管理課長をしています黒岩です。仕様書の中には、おおむねやることについては書いているというのと、先ほどメールマガジンに写真つきで、こういった作業をやっていますよということで説明している資料をつけていますので、それと併せて見ていただくと、内容については理解が得やすくなるのかなと思っていますところ。

以上です。

○辻副主査 今、音声が遠くて、説明する資料をつけているという部分だけ伺えたのですが、この実施要項のどこかにについているのでしょうか。

○黒岩課長 つけていなくて、メールマガジンでそういった作業をしている状況の写真とかいったものを添付しているんですけども、今回の中にはつけていなくて申し訳ないのですが、メールマガジンには一緒に添付して、皆さんに業務内容を理解していただくこと

を考えています。

○辻副主査 分かりました。できればメルマガに載せている内容を、全部とまでは申しませんけれども、幾つか実施要項につけたほうが手が挙がりやすいのかなという感じもしました。それから、2／181に「塵芥処理作業」と書いてございますけれども、重機等を使用するということは書いてあるのですが、具体的にどのようなものを、どれくらいの量の塵芥を処理するのかが分かりませんので、その辺りももうちょっと詳しくなさをることを御検討いただければと思います。

これが最後ですけれども、今、伺っていた限りから拝見しますと、今回の業務に関しては、それほど高度な専門性を持った、例えば原子力のような高度な専門性を持った方ではなくても受託できるのではないのかなという個人的な印象を受けたのですけれども、その上で現時点で入札参加資格要件として書かれております、例えば技術士とか、先ほどの15年以上の経験とかいう部分が、ひょっとすると過剰なのではないかという印象も、現時点で受けております。委託する業務内容のレベルと、それから求めている資格要件が均衡しているのかという辺り、御検討いただければと思いました。

○川澤主査 ありがとうございます。最後の点はコメントでよろしいですか。

○辻副主査 はい、すみません。

○川澤主査 分かりました。それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明いただきどうもありがとうございます。

機構におかれましては、新規の参入を促すべく、いろいろと御検討いただきありがとうございました。その上でもう一步踏み込めないか、あるいはこういう形で運用していただけないかという点を1点申し上げさせていただきたいと思います。

資料A-2の16／181ページのスケジュールについてでございます。スケジュールで、今回、公告の期間を2週間ほど前倒しし、落札者の決定を早めて、特に新規の事業者になった場合に、実際に業務を始めるまでの時間を多く取るということをしていただいております。その上でさらにもう一步というのは、公告の期間が12月下旬とされていて、次に3)、申請書及び資料の提出期間が1月中旬となっております、これは非常に好意的に解釈するのであれば、20日、21日ぐらいから下旬というのであれば、12月21日に公告をしていただいて、1月中旬といったときに、中旬の一番後ろであれば、1月20日とかであれば1か月あるので、新規の事業者でも十分御検討いただけるだろうと思

ます。

ただ一方で、下旬が12月でございますので、官庁御用納めぎりぎり25日を過ぎており、中旬が1月10日過ぎぐらいということであれば、当然、年末年始で営業できない日数が多くある期間で、実質的には新規の事業者にとって、検討する期間がほとんどないということもあり得るのではないかと思います。かなり無理をされて公告スケジュールを前倒しされているのではないかと拝察いたしますので、できれば公告の期間をもう少しでも長く、早く取っていただきたい。今、私が申し上げたように、例えば下旬であれば、本当に御用納めぎりぎりではなくて、早い時期に、できるだけ20日ぐらいにさせていただき、かつ提出期間も、中旬というので20日ぐらいまで、実質的に1か月弱ぐらいある。ということをしていただきたいというのが要望でございます。この辺り、今の時点で何月何日というのをはっきりと明示するのは困難ということは承知しておりますけれども、できるだけ新規の事業者が真剣に検討できるような期間を保障していただきたいというのが意図でございますので、御検討いただければと思いますが、今の時点で何かコメントをいただけますか。

○土田所長 御意見ありがとうございます。新規で入る方は、資料の作成とか検討する期間、あと仕様書の内容を読み込む期間というのが重要だと思います。可能な限り、早めるようにはしたいと思っております。今は予定として書かせていただいております。この審議の手续とかでいろいろあるかと思っているので、このぐらいになるのかなと私どもは考えて設定しましたが、これより早く公告ができるようになれば、それが可能であれば早く公告したいと思えます。

○浅羽専門委員 どうぞよろしくお願いいたします。新規の発注者を増やすという観点で、大変でしょうけれども御検討いただければと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。柏木委員、よろしくお願いいたします。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。キャノングローバル戦略研究所の柏木です。

今回、この案件が新規事業者の手が挙がるようにというのが目的だということで、少し考えてみたのですが、私は千葉県の仕事とかもしたことがあるのですが、千葉県は思っている以上に広いなと思っていて、千葉用水総合管理所におかれましても、印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設というように3つに分かれていらっしゃるが、印旛沼から房総というようにかなり地域が広いので、例えば事業を分割して発注するよう

なことはお考えになったことがあるでしょうか。移動距離とか、その事業をするに当たっての準備、あと機材とかいろいろなものとかを考えると、千葉はとても広いので、移動距離とかが長かったりすると、なかなかそこまで手が回らないということも考えられるのかなと思ったのですけれども、そのように分割して発注するみたいなことは考えられたことがあるのでしょうかという質問です。

○土田所長 千葉県というか、この業務は割と広範囲に広がりますけれども、一方で、大きく発注したほうが契約金額が高くなるので、受注がしやすいのではないかとこの観点がございます。今、私どもの判断としては、なるべく大きく出したほうが入札の手を挙げしてくれる業者が多いのではないかと考えております。小さくというのは、具体的なデメリット、メリットまでは検討していませんが、大きな範囲でのほうがよいかなと思っています。

○柏木専門委員 ありがとうございます。もちろん規模の経済というのがありますから、大きいほうがいろいろ融通が利きやすいということもあると思うのですが、素人的な意見かもしれないですけれども、小さくしたほうがかえって、事業者さんの規模によると思うのですが、もしかしたら受けやすいというところもあるかもしれないと思ったので、御意見を差し上げました。

○川澤主査 ほかの委員の方、いかがでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 度々申し訳ございません。

1点だけ教えてください。資料A-2の4/181の真ん中ぐらいの2)の⑥です。「ファームポンドの浮き草除去（撤去・集積）作業」とございます。私、このファームポンドがどのようなものかも分かっていないのですけれども、これだけを見ると、浮き草除去というのが、例えば千代田区のお堀にあるような結構広いところでボートを出して、ダストフェンスというのでしょうか、フェンスを張って集めたりとか、そこまで必要なのか。他方で、そうではなくて、陸側から船に乗らずに、何か網ですくえば済むのか、どれぐらいの作業量なのかがよく分からなくて、この辺り、ファームポンドの浮き草除去に限らないのですが、具体的な作業量を見積もる方法というのは、先ほどおっしゃっていたメルマガの情報ぐらいしかないのでしょうか。それとも、実施要項のどこかに書かれているのでございましょうか。

○黒岩課長 管理課長の黒岩です。この中では、具体的にファームポンドの大きさがどれぐらいだとかという情報までは分からないというのが現状です。今、資料の中ではメルマ

ガの写真とか、そういったところで分かるものになっているということです。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。今、申し上げたファームポンドの浮き草除去というのは、たまたま目についただけでございまして、ほかにもこのような、初めて手を挙げる方たちからすると、作業量が見積もれないものがあるかもしれませんので、その辺りは善処いただければと思いました。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○宮崎専門委員 辻委員のコメントと基本は同じなのですが、やはり実施する内容の、施設管理業務に求められていることと、特に業務管理責任者に求める資格及び経験で、経験は一步譲って類似経験があることというのは良いかと思うのですが、資格のほうになり過大なスペックになっている可能性があるように私も感じますので、この業務を行うためにはなぜこの資格が必要なのかという観点から、いま一度見直していただいて、もう一段緩和できるものがあれば、ぜひ御検討いただければと思います。

○川澤主査 水資源機構様、いかがでしょうか。

○土田所長 御意見のとおり、この業務はある意味、単純作業的なところもありますので、そういった部分を勘案して緩和できるような資格があれば、そういうのも検討してみたいと思います。また、追加できるような資格があれば、それを付け加えたいと思います。

○宮崎専門委員 ぜひよろしく願いいたします。

○川澤主査 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから。少し多くて7点ぐらいあるので、簡潔に質問させていただければと思うのですが、実施要項（案）、資料A-2、5/181と6/181にかけてなのですが、「達成水準のモニタリング方法（業務評価）」とございまして、評価項目について6/181で書いてくださっています。どの程度であればこの項目を達成したと考えるのかということです。項目はあるのですが、達成しているとみなす水準が分からないので、ここはどう考えれば良いのかと思ったのです。その点についてはいかがでしょうか。

○黒岩課長 千葉用水の管理課長、黒岩です。毎月、この業務については履行確認をやって、実際にやってもらった業務内容について確認しているところです。仕様書に基づいて、やるべきものがきちんとやられているかというところを確認していますので、履行検査のときに仕様書どおりの業務が達成されているかを毎月確認して、さらに完成時には、完成検査で業務の履行内容を確認して、達成度合を確認したいと思っていますところです。

以上です。

○川澤主査 そうしますと、例えば目的の内容の理解とか、業務執行上の過失、過失のありなしはあるかかもしれず、的確性とか、打合せの理解度とか、何をもってどの程度理解していれば達成とみなすのかという、多分その辺りが、今回の実施要項（案）に当たってこの項目を書いてくださっているのかなという気がしました。少し分かりにくいなと思いましたので、事務局と相談して、ほかの実施要項（案）も含めた形で少し書きぶりを御検討いただければと思いました。

続いてなのですが、6／181、1.2.4の創意工夫の発揮可能性で、4つ目のパラグラフに「なお、提案は計画書に記載するものとする」と書かれているのですが、業務履行途中の提案も、この計画書に修正して反映する形になるのでしょうか。つまり最初の契約段階の提案だけではなくて、その後の途中の提案というのも含めるのでしょうか。

○宮下部長 技術管理部からです。業務実施計画書は、その都度変更可能なものでございまして、作業内容の提案等があれば事業者と協議していただいて変更する、この内容で網羅されていると。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

続いて12／181ですけれども、(2)の電子入札に参加するにはというところの1)で、これは「指名競争の参加資格業者のうち」となっているのですが、指名競争の参加資格の認定を受けないと、電子入札には参加できないという形になっているのでしょうか。

○竹原課長補佐 本社契約企画課の竹原と申します。これは一般競争と指名競争の統一資格でございまして、ある一定の資格審査を事前にさせていただきまして、その業者名簿に登録することが条件になっております。

○川澤主査 分かりました。並列で括弧ということなのですね。

○竹原課長補佐 おっしゃるとおりです。

○川澤主査 続いてその下の部分、電子入札のシステムです。電子入札システムってNTTとかいろいろな会社も出してつくっていると思うのですが、ここの共同開発したICカードでないと駄目なのでしょうか。

○竹原課長補佐 国土交通省が基本、電子入札のコアシステムをつくっておりまして、その一部の恩恵を受けまして、当方はA社と協力しまして、独自の電子入札システムを構築しております。そちらのカード、ICを業者さんに取得していただいて、各社、電子入札に参加していただいている次第です。

○川澤主査 それは統一的にやられているのですか。分かりました。

あと、18/181で、再委託の取扱いの部分で、2)で軽微な再委託の業務内容を書いてくださっているのですが、金額要件みたいなものはあるのでしょうか。何百万以上は申請が必要のような形で。

○竹原課長補佐 契約企画課の竹原でございます。明確な基準はございません。例えばこれは役務業務なのですが、種別が工事ですと3割とかそういった具体的な基準があるんですけども、ある程度そういった他業種の指標に倣って、適宜、勘案するといった次第でございます。

ちょっと具体性に欠けまして、申し訳ございません。

○川澤主査 分かりました。機構全体としてそういう運用であれば良いのかなとは思いますが、この軽微なものでも金額が大きくなるとか、いろいろな状況が考えられると思いましたので、引き続き御検討いただければと思いました。

次、30/181、先ほどから議論がございましたところなのですが、管理A、B、Cというふうに実績を書いてくださっていて、結局、何人の方がこの業務に従事しているかという実員も書いてくださったほうが分かりやすいのかなと思いました。恐らくいろいろな方がシフトを組んで回られていると思うのですが、実際、管理A、B、Cのポストで実員というのは書けるものでしょうか。

○黒岩課長 千葉用水管理課長の黒岩です。30/180ページに書いてあるのが、実際に月別で張りついた実績の人数です。5、6については実績で、7年度については予定の、実績の延べ人数ということで表示しております。

○川澤主査 これは40人いるということですか。

○黒岩課長 そうですね。月に、延べ人数です。

○川澤主査 管理員Cって、140人なのですか。

○黒岩課長 140人です。

○川澤主査 延べ人数、そんな人数を抱えてやっていらっしゃるということですか。

○土田所長 一月にです。

○黒岩課長 一月の延べ人数です。

○川澤主査 だから、これは何人日ということですよ。

○黒岩課長 そのときの一人の人が延べ人数なので、20日出れば20日を足し算したもののなので。

○川澤主査　そうですね。

○黒岩課長　出勤人数であって、配置人数は。

○川澤主査　配置人数を書いたほうがいいのではないかという趣旨です。多分、両方あったほうが分かりやすいのではないかということなのです。

○土田所長　配置人数は業者さんでどういうふうに対しても良いのですが。

○川澤主査　そのほうが分かりやすいかなと思ったので、そこは事務局と相談して御検討いただければと思います。

人員配置のところで業務管理責任者の工数が書いていないのですが、これはなぜなのでしょう。というのも、先ほどから議論があった業務管理責任者の要件を比較的厳しく設定されているのではないかということがあったので、仮に業務管理責任者の工数が非常に少ないのであれば、ある意味、その厳しい要件を設けることの意味合いがそれほどないのではないかというような気もしまして、その辺りについて、それをもって御質問しているところなのです。

○宮下部長　基本的にこの業務は役務的業務ですので、今の表はまさに現地で対応していただく人間のことを書いていますが、一方で管理業務責任者は、どちらかというと判断をする立場ということで、必ずしも現地に配置しなければいけないということにはなっていない。ただ、先ほど言いましたように、巡視とか維持管理の中で、例えば水質事故の発生等を含めて判断が必要なところがあるので、ある程度、土木的な知識や行政経験的なものを求める。

○川澤主査　そうしましたら、工数もここに書いていただいたほうが良いと思うのです。どのぐらいの関わりがあるのかというところは、そこも含めて過去の実績だと思いますので、そこは確認、御検討をお願いできればと思いました。

それと、14/181の1)の議論があったところですが、ここで民間の経験も認めていない理由というのは何かあるのでしょうか。先ほど業務実績のところでは地方公共団体は書き分けているというお話だったのですけれども、例えば国、都道府県、政令市、特殊法人でも、規模の小さいものに従事していらっしゃる方もいれば、例えば公益民間企業、もしくは地方公共団体で大規模なものに従事している方もいらっしゃるのだと思います。そこは中身で判断できるのであれば、そういった形で要件を緩和することもできるのではないかと思います。民間を含めた形での緩和というのは難しいのでしょうか。

少し機構の中で御検討いただければと思います。

○竹原課長補佐 承知いたしました。

○川澤主査 ありがとうございます。私のほうからは以上です。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。辻委員、お願いします。

○辻副主査 申し訳ございませんが、1点だけ。先ほどの続きですけれども、例えば4／181です。先ほど私、2)の⑥、ファームポンドの浮き草除去だけ申し上げましたけれども、同じ2)だけでも、例えば②、笹川取水工は工事の「工」ではなく、「口」という漢字かもしれませんが、このスクリーンの除塵集積作業とか、それから、下の③、自動除塵機の塵芥集積・運搬とかあるのですけれども、やはり初めて手を挙げる方は内容が分からないと思います。ちなみに⑧を見ると、カワヒバリガイ付着状況調査と書いてあるのですが、これはよく見ると、「調査後のカワヒバリガイ除去を含む」と書いています。カワヒバリガイの除去ってどんなものかなと思って、今、検索してみたのですが、結構大変っぽくて、人間の身長の高さぐらいの壁面にびっしりついた貝をこそぎ取っているような写真も出てきますので、この辺りを知らない方が検索して、この作業は無理だと思ってしまわないように、できるだけ初めて見る方も安心して、事業の規模、クオリティーとかを見積もれるように情報開示をいただければと思いました。

○土田所長 作業状況の写真等が一番分かりやすいと思いますので、これをメルマガのほうに添付したいと思います。御意見ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。工藤委員、お願いいたします。

○工藤専門委員 御説明ありがとうございました。時間もかなり押している上に、既に委員の方々からの御指摘にもかぶるところで若干恐縮なのですが、柏木委員が以前おっしゃったような規模感というか、分割が考えられないかという形について、もう1点確認と、その上でコメントをさせていただきたいと思います。

この事業概要も改めてよく見ますと、かなり事業規模が大きくて、恐らくこれを受けられる業者となるとかなり体力のある企業というふうになってしまって、一方で今日、最初のほうの御説明を伺っていると、業務内容についてはもしかすると、もう少し中小の地元企業であっても受けられるような内容ではないかと推測いたしました。

そういう意味では、過去において、先ほどの御説明ですと、全体的な経済規模といいですか、経済効率を考えた上で、この単位で事業として実施されているということなのか、例えば事業を地域によって分割するとかいうことを御検討されたことがないのかどうかということ。もう一つ、それを地域ごとに分けて幾つかの事業に分割した場合、どの程度の

業者の方がそれによって、例えばこの規模だったら難しいけれども、もう少し地域限定だったらできるとなって、したがって、手を挙げられるという企業さんがどのぐらいいるかということについて、これまで調査されたことがあるのでしょうかというのが質問になります。

その上で時間も押していますので、コメントなのですが、もしそういった調査をされていないようでしたら、ぜひこの件は、実際にどのぐらいの業者が候補としてあるのかどうかという、いわゆる市場調査を少しされるほうが良いのかなと思いましたので、ぜひ御検討のほどよろしくお願いいたします。

○土田所長 御意見ありがとうございます。どれぐらいで分けるかという規模もあるかと思えます。1個にするのか、2つにするのか、5つにするのかで、その辺の検討というのは今まで具体的にはやっておりませんでしたので、確認等をしていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方、よろしいでしょうか。事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。確認でございますけれども、辻委員からいろいろございましたが、入札参加のための技術者、実績の「等」、これの内容をもう少し詳しく記せないか。それから、開示情報の表につきましては、ほかの先生からもお話がありましたとおり、もう少し中身を変えられないか。それから、入札説明書と同種業務についても唐突に出てくるのですけれども、これについての説明なり、直に添付するなり、これを検討してほしい。最後にありました作業内容をもうちょっと明確にして、新規で見た方も分かりやすいような中身の検討をお願いしたいということが、辻委員からございました。

浅羽委員からは、スケジュールについて、入札公告以降、入札参加申請の書類を作り上げるまでにもうちょっと時間が取れないか、それを検討してほしい旨のお話がありました。

それから、柏木委員と工藤委員から、こちらはかなり千葉県の各所に業務の範囲があるので、そういう広さという面も含めて、経済的規模、これから市場調査をするなりして、分割的な発注ができないか。これはちょっと将来的になるかもしれませんが、そういう検討もしてほしいというお話がありました。

宮崎委員から、これはほかに辻委員からもあったのですが、業務管理者がスペックオーバーではないかということで、もうちょっと中身を検討して、管理責任者の資格を広くできないか検討してほしいという意見がございました。これに基づきまして、事務局も加わりまして、実施機関と中身の検討をいたしたいと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、水資源機構におかれまして引き続き御検討いただき、本日の議論・審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

（引き続き独立行政法人水資源機構）

○川澤主査 次に、千葉用水管理現場技術業務の実施要項（案）について、同じく土田所長から御説明をお願いしたいと思います。

○土田所長 それでは、続きまして、千葉用水管理現場技術業務の御説明に入ります。先ほどと同じように、業務の概要の御説明をします。資料B－3こちらを御覧ください。

千葉用水管理所の概要は先ほどと同じですので、割愛いたします。

千葉用水管理現場技術業務ですが、この業務は千葉用水総合管理所の管理業務において発注する工事等の実施に関する業務及び管理業務において必要とする技術資料の作成等を行うものでございます。現場技術員は、職員と同じ管理所内で技術的な作業を行ってもらうというものになります。

主な業務内容ですが、こちら①から⑦に記載しております。新規事業に係る関係機関等の協議・調整に必要な資料等の作成に関する業務です。あと、事業計画（案）策定に必要な資料等の作成に関する業務、土木工事等の設計・積算等に関する業務、土木工事等の監督に関する業務等、こちらに記載されているのが主な内容となっております。

主な業務場所になりますが、現場技術員としまして、千葉用水総合管理所と房総導水路管理所の2か所となっております。千葉用水総合管理所は、先ほど右の図で御説明した印旛沼にあるところ、それと房総導水路管理所は、右の図で真ん中辺に東金ダムと書いてありますが、そのもう少し下のところに、小さい字で大網揚水機場、その上に赤字で房総導水路管理所と書いてありますが、ここが主な業務場所となっております。

現業務の契約金額ですが、1億5,400万円です。業務期間は令和6年3月2

6日からとなっておりますが、履行期間は令和6年4月1日から令和8年3月27日、こちらも2年間の業務となっております。

次に、市場化テストの実施に際して行った主な取組となります。こちらの取組に当たりましては、先ほどの業務と同じく、事前に業者から入札参加しやすい要件について聞き取りを行っております。それらの意見を取り入れたもの、ほかの事例を参考に取り入れたものがございます。

では、資料B-4を御覧ください。こちらは契約状況等の推移ということで、先ほどの業務と同じ構成となっております。令和5年度、令和6～7年度、今やっている業務、こちらも過去2回とも1者応札の業務となっております。

では、見直したところになりますが、入札スケジュールをこの業務でも見直しをしております。こちらも業者からの聞き取りで、落札業者の決定が遅い時期になった場合、確保していた業者の取扱いに苦慮するという意見がございましたので、少しでも落札業者を早く決定できるよう入札公告を前倒ししまして、落札者決定を今までよりも1か月ほど多く、確保することといたしました。

企画提案書・評価基準、こちらの評価基準のほうを見直しております。業者への聞き取りから、若手の育成に力を入れているということをもっと評価してほしいという意見がございました。ベテラン現場技術員と若手現場技術員をペアで配置するなどをするすることで、ベテランの現場技術員が若手現場技術員を育成すると。については、技術を継承することができるということだったので、そのことに着目しまして、評価項目に取り入れることといたしました。

本業務は、千葉用水総合管理所におきましては、今、2名の現場技術員を配置することを想定しておりますので、そこで、若手とベテランのペアとした場合に評価するということを考えております。一方、管理技術者につきましては、この業務は、新規事業が事業計画案に係る資料作成などがありまして、業者からの聞き取りでも、管理技術者にはある程度の技術力、それから経験が必要ではないかという意見がございました。ですので、今まで管理技術者の若手技術者配置というものの評価をしていましたけれども、こちらは先ほど説明しました技術継承の評価に変えるということにしたいと思っております。

それと、ワーク・ライフ・バランスを評価項目に追加することといたしました。今までワーク・ライフ・バランスの評価は入れていなかったのですが、総合評価方式の発注等では、近年、このワーク・ライフ・バランスを取り入れることが多くなってきました。

て、いろいろな組織でも評価に取り入れているということをお聞きしております。このワーク・ライフ・バランスを取り入れると、業務の効率化につながる取組だと考えられますので、そういう取組をしている業者が望ましいのではないかと判断して、各種認定を受けている者に加点するということにいたしました。

先ほどの管理業務と同じく、民間参入促進といたしましては複数年契約、今まで2年としておりましたが、こちらを3年と拡大することといたしております。先ほどと同じく業者からの聞き取りで、雇用が安定するということで、業務期間を延ばすことはメリットがあるという意見がありましたので、拡大することといたしております。

以上です。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、御質問のある委員の方、お願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

こちら先ほどの案件と似ているかもしれません。初めて手を挙げる方たちからすると、どのようなクオリティーの業務がどれぐらいの量あるのかが分かりづらいのかもしれませんが。例えば、資料B-2の2/73でございます。こちらに(2)で業務の内容が書いてございますけれども、非常に抽象的な内容で、例えば⑤、土木工事等の設計・積算等、括弧で共通仕様書第3章と書いてあるので、この共通仕様書も拝見したのですけれども、同じようなレベルのことが書いてございますので、なかなか分かりにくいのかと思います。それから、例えば⑧、電子機器操作補助等々ございまして、これも初めて見る方からすると、これはヘルプデスクに類似するのかなと思ってしまうかもしれません。それから、⑨を見ると、その他関連する業務において監督員が指示する業務と書いてあって、ほぼオールマイティーというか、全ての業務がどのように降ってくるのかがよく分からない状況かもしれません。

それで1点お伺いしたいのは、過去、受託なさっていた会社がどのようなものを、どのような量を実施していたのかに関して開示なさることは難しいでしょうか。いかがでしょうか。

○土田所長 こういうことをやりましたという報告書とかを頂いていますが、これを丸々開示してもなかなか分かりにくいのかなと感じております。

○辻副主査 その辺りこの場で決めることは困難かと思いますので、初めて見る方の目線で、もう少し何か参考になる情報が出せないかどうか御検討いただければというお願いで

ございます。

関連するのですけれども、33/73です。こちら先ほどと同じような表がございまして、毎月の延べ人数と書いてあるのですけれども、初めて見る方からすると、毎月の延べ人数と言われた場合に、具体的にどんなことが分かりにくいかもしれませんので、こちら加筆なりを御検討いただければと思います。

それからもう1点、34/73でございますけれども、従来の実施に要した施設及び設備という部分に、主な備品として「業務ソフト1式」と書いてございます。これも初めて見る方からすると、どんなソフトがあるのかというのは恐らく関心を持たれるかもしれませんので、初めて手を挙げようとする方が、どんなクオリティーの業務をどれくらいの量を求められるのかが分かるような情報開示を御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○土田所長 なるべく詳しく、できるところはしたいと思います。業務ソフトについてなんですけれども、一応、別添資料53/73に記載しています。

○辻副主査 53/73を見ると、「この仕様を標準とする」と書いてございますけれども、「標準とする」という意味はこれだけです、限定列举ですよという趣旨なのでしょうか。

○土田所長 これは標準ということで、また追加等があれば、打合せ処理をして、これを使ってくださいという指示は出させていただいております。

○辻副主査 分かりました。念のため、最後はお伺いなのですが、こういう類似の業務はほかでもあると思うのですけれども、ずっと1者応札が続いていらっしゃるようでございまして、拝見すると、B社という事業者がずっと入札していらっしゃるようなのですが、この方だけが1者入札してしまう何か原因としては、今はどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○土田所長 やはり現場のほうに人を張りつけるということで、そういう技術者さんを確保するのがなかなか難しいのかなと考えています。

○辻副主査 分かりました。ほかの類似案件でこういう似たようなことがあると思いますので、その辺りはまた事務局と調整しながら話し合っただければと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。柏木委員、お願いいたします。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。今、この御説明を聞いていて、ますます難しいなと思ったのが率直な感想ですけれども、先ほど、最後の辻委員の質問に

御回答いただいたように、「人を張りつけるのが難しいのではないか」というお答えをいただいたのですが、やはり事業の立地というか考えて、私が最初、この前の案件で申し上げたようなことは考えていただいたほうが良いのではないかと改めて思ったのです。

例えばこの仕様書だと、今度はワーク・ライフ・バランスというのが出てきてしまっているのですけれども、もちろんそれは今の世の中の状況から、女性の活用、リケジョの女性の活用なども含めて非常に重要なことなのですが、その人たちの生活、ライフサイクルをずっと考えていくと、やはり移動というのは一つ重要なことになると思います。テレワークをどのぐらい入れるのかとかそういうこともあるのですけれども、事業者ワーク・ライフ・バランスをどれぐらいやっていっていますかのような基準点をさらに入れ込むとなると、先ほどの御説明だと、たしか働く場所を2つお示しいただいた、印旛沼と房総ですとおっしゃっていたと思うのですが、あまりにも離れているので、それだとちぐはぐになってしまうのではないかなという心配をしたというのが1点目です。なので、先ほど私が申し上げたことを、ワーク・ライフ・バランスのことも考えると、より検討していただけるとありがたいと思います。

質問ですけれども、まず1点目は、新規事業というふうにありますけれども、新規事業は具体的にはどういうものがあるのですかというのが1点目です。それから、先ほど辻委員もおっしゃっていたのですけれども、4ページと53ページに出てくるソフトウェアの件なのですが、業務用アプリケーションソフトということで、1から5と挙げていただいているのですけれども、中に「ジャストシステム 一太郎」というのがあって、この業務を実施するに当たって、ジャストシステムの「一太郎」が使われないと駄目なのか、重要なソフトとしていまだに存在するのか、それとも、いろいろ網羅的に漏れがないようにというように作っていらっしゃるというのは方々で言われよく理解しておりますので、それも踏まえた上で、漏れのないように、こちらも入れているのかというのが気になったのです。だから、そこまで用意しないといけないのかというふうに、逆に業者さんに思われる可能性があるなと思ったのですが、今の土木業務におけるアプリケーション状況というか、いや、「一太郎」がどうしても必須なのですかということなのか、その辺の現状について教えていただければと思います。

2点質問です。よろしくお願いいたします。

○土田所長 人の張りつけということなのですが、今、千葉用水総合管理所で2名の張りつけと、房総導水路で1名の張りつけということで考えていまして、その両方の範

囲でやっていただく。主に資料作成に関しましては事務所でやっていただくという業務になっていまして、工事の監督とかがある場合には、現場で監督と現場の状況を確認したり行ってもらうような業務になります。

1点目の質問の新規事業ですけれども、こちらは今、管理業務ということで、建設されたものの管理を行っていきましても、老朽化等をしてくると、新たにお金をかけて、更新なり改築なりを行っていくということが必要になってきております。今、管理している施設も古い施設が多いものですから、そういう新規事業も今目指しているところで、そこに必要な資料等の作成をお願いしているものになります。

2番目のアプリケーションは。

○宮下部長 じゃ、私から。「一太郎」については、過去、主務省である農水省が標準で使っていた時代がありまして、大体、我々も平成20年頃までは「一太郎」だったんです。先ほど土田が申しましたように、新規事業検討等に当たって、過去の資料の資料等もひも解く必要があるということで、影響されている。現在は当然、切り替えを進めていますが、過去の資料を参照するのに必要ということでございます。

○柏木専門委員 分かりました。御説明ありがとうございます。

2名ということで、恐らく移動はないということだとは思うのですけれども、あと、新規事業が基本的には維持管理のためのリフォームというか、新たな、より高度化された、もしくは精緻化されたものを検討していただく業務だと理解しましたが、恐らくそれはとても重要なことなのですが、過去の資料に「一太郎」が必要だということもおっしゃるとおりだと思うので、可能でしたらもう少しみ砕いた形で、イメージしやすいような感じなのと、あと、ワーク・ライフ・バランスをしっかりと対応しているところを加点対象にするということならば、逆に水資源機構でも、どのようにワーク・ライフ・バランスに対して配慮した仕様書を作成しているかというのも加えていただいたほうが、トレンドというか、必要なことなのですけれども、ワーク・ライフ・バランスを意識していますということが明確にスタンスとして示せるのかなと思ったりするので、お考えいただけるとありがたいと思いました。

○川澤主査 ありがとうございます。宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。資料の12/73でございますが、総合評価落札方式になっておりまして、価格点以外にこちらの評価表で技術点をつけて事業者を決定する要素にしているのかと思っています。それで入札要項等を見ると、結局、管理

技術者に関しては一定の資格とか経験要件を求めていますので、そこに関して評価がつくのは理解できるのですが、項目として、実施方針の妥当性という下段のところに、今度は現場技術員の資格とか経験を記載するような項目がありまして、現場技術員に関しては、こちらの入札参加資格としては何か設定していないように見えたのですが、ここに何をどう書けば点数がつくのかというのが恐らくこの資料からは読み取れません。先ほどおっしゃったように、千葉に2名とか房総に1名を配置すれば満点をつけますね。何か機構側で想定している現場の技術員はどういう方がいればいいのかという、採点の目安みたいなものはお示しいただいたほうがよろしいのではないかと思います。1点です。

もう1点が、現場技術員の配点が10点あるにもかかわらず、若手育成を2点にする、結局、若手を入れないで、経験が豊富な人を2名入れたほうが有利になるというように、多分、行いたいことの趣旨が読み取れないと思います。もしくは若手育成を重視するのであれば、その上の現場技術員の10点との配点のバランスを検討いただければと思います。

以上2点です。

○土田所長　ありがとうございます。検討はしたいと思います。現場技術員の資格とか、今まではこういうことがあればこういう点数ですみたいなのは公表してきていなかったもので、そこも検討していきたいと思います。

○宮崎専門委員　よろしくお願いします。あまり過剰なスペックをまた現場技術員に要求したりしていると、さらに参入障壁になりますので、最低限何々の知識とか経験があれば何点以上とするとか、ここはなるべく緩和的に設定いただければと思います。

○土田所長　分かりました。ありがとうございます。

○宮崎専門委員　以上です。

○川澤主査　ありがとうございました。加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員　御説明ありがとうございます。

先ほどの柏木委員のコメントに付随したところで、ジャストシステムのようなソフトの話の続きで、過去の資料を閲覧しなければいけないという必要性は分かったのだけでも、だとすると何かソフトで縛るのではなくて、どういうアプリケーションで作られた資料を閲覧する必要性が生じるということの情報を出していただき、それが読み取れば別に良いわけですね。なので、仕様で縛るのではなくて、目的を達成できるように準備してくださいという観点で表示するというのもあり得るかと思うので、そういった揭示方

法も踏まえて、改めて検討いただければと思いました。

○川澤主査 ありがとうございます。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明どうもありがとうございました。質問ですけれども、13/73の(3)総合評価の方法、2)価格点の算定方法で、価格点＝価格点の配分×(1－入札価格/予定価格)となっていて、価格点の満点は15点とされているのですが、価格点の配分は幾つになっているのでしょうか。これは15点と読んでしまっているのでしょうか。

○竹原課長補佐 本社の契約企画課でございます。おっしゃるとおりでございます。ここは15点が入ります。

○浅羽専門委員 価格点の配分が15点ということでありますと、仮に予定価格と入札価格との割合が、例えば予定価格を1割下回るような価格で入札するという場合の点数が1.5点と読み取ることができるかと思います。本契約を拝見させていただきますと、1億数千万円といったような規模でありますので、大体1点当たり1,000万円ぐらいかなというように大ざっぱには読み取れます。1割減らして1.5点というのと、先ほど若干議論になっておりました総合評価の30点満点と比べますと、何か割合が評価のほうに重くないかなという気もしています。それだけ総合評価のほうを重視する、そちら側の内容が本事業においてより大事なのだと、価格点の2倍大事なのだというような判断であれば、それに対して文句をつけるわけではありませんが、1割予定価よりも落として1.5点、先ほどいろいろと見ている最大7点とか最大10点とかいうところの工夫に比べると、何か価格のウェイトが低いように受け止めることもできるかなと思うのですけれども、機構におかれましては、この辺りをどのように判断して、この価格点の配分15点で、技術点の配分30点という意味だと思いますが、1対2にしたのかということを御教示いただければと思います。

○宮下部長 技術力が求められる業務については技術点の配点を高くするというところでございまして、この業務は当然、現場の職員の補助的な部分を実施していただく上で、技術力が必要な業務と判断して、その配分になっているということでございます。

○川澤主査 浅羽委員、いかがでしょうか。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。技術が重要であるということが機構の判断ということなので、それについてはこれ以上コメントいたしません。ただ、そうすると、現在やっているところが有利になり過ぎるかもしれないなというような思いが、先ほどの総合

評価の点数のつけ方などを見ましても、少し危惧したところがございます。何も安かろう、悪かろうはよくないけれども、本当にそう思います。それは私もそう思います。技術が大事だということも理解します。一方で、できるだけ入っていただくということの中で、一定の技術を確保した上で安くできるという観点も大事だろうと思ひまして、質問させていただいた次第です。これに対してはもう私の意見ですので、再度お答えをいただく必要はございません。

○川澤主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

私のほうから3点。資料B-2の3/73の達成水準のモニタリング方法ですけれども、前回の、先ほどの事業と同じように、何をもって達成したかというところの書きぶりがなかったので、そこは前の事業と併せて御検討いただければと思いました。

続いて8/73で、配置予定管理技術者の資格を、こちらについては一番下の7)のところで、公共工事と民間事業者の技術的実務経験という形で民間も認めていると思いますので、前回、先ほどの事業の資格についてもいろいろと議論がございましたので、御検討いただけるということではあるのですが、民間を含めて幅広い形での検討もあり得るのではないかと、こちらをもっとも思ったところです。

続いて33/73で、先ほど辻委員からお話があったのですが、御説明だと管理技術者ともう2名ということで、3名、経験者と若手ペアでというようなお話だったので、大体、毎月、これがフルコミットしているということなのだと思うのですが、やはり延べではなくて実員も書いたほうが分かりやすいのではないかなという気がします。2つ併記していただいたほうがよろしいのではないかなという気がいたしました。

先ほど議論になった事業については、申し上げたとおり、これは全ての人の工数が入っていると思うのですが、先ほど業務管理責任者の工数が記載されていなかったもので、そこは表の中に入れ込む形で御検討いただければと思いました。

何かもしコメントがなければ以上にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土田所長 御意見どおり、資料の修正等をしたいと思います。

○川澤主査 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御議論ありがとうございました。

1点目、辻委員から、業務の内容について分かりやすくという御指摘がございました。

情報の開示につきましても、工夫した書き方にさせていただきたいと存じます。

それから、2点目、柏木委員から、新規事業のお話とソフトウェアのお話があったと思います。こちらの御指摘につきましても、イメージしやすいように書かれてはどうかというような御助言をいただきましたので、この点についても工夫させていただきたいと存じます。

3点目、宮崎委員から、総合評価の項目と加点のバランスについて御指摘がございました。現場技術員の資格イメージと若手とベテランのバランスにつきまして、検討させていただきたいと存じます。

4点目、加藤委員から、ジャストシステムの件について御指摘がございました。ソフトではなくて仕様で縛ることも可能ではないかということで、この点につきましても検討させていただきたいと存じます。

それから5点目、浅羽委員から、こちらも加点のバランスについて御指摘をいただきました。総合評価の加点と価格の加点のバランスについて御指摘いただきましたが、機構からお答えしたとおりでございます。

6点目ですが、川澤主査から御指摘いただきましたモニタリングの方法につきまして、もうちょっと詳しく書くということと、情報の開示について施設管理事業とのバランスも踏まえて検討させていただきたいと存じます。

それから、柏木委員から御指摘いただきましたワーク・ライフ・バランスにつきましては、これまでこの事業にない総合評価での加点項目でございまして、ハードルを高くしないようにということで、加点も1点と最小限にしているところでございます。御理解いただけましたら幸いです。いずれにいたしましても、御指摘を踏まえ、発注者側としてワーク・ライフ・バランスに配慮した実施要項（案）となるよう、書き方を工夫させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、水資源機構におかれましては引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して、各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人水資源機構 退室)

—— 了 ——